

模擬診療記録研究会参加申し込み書

申し込み年月日		利用開始予定日	
施設名			
部署名			
申込者氏名			
連絡先住所	〒		
連絡先	メール		電話番号
目的			
模擬診療記録研究会規約に同意します。			印
メーリングリストに登録することを承諾します。			印

申込書送付先

FAX 0287-24-3190

〒324-8501

栃木県大田原市北金丸 2600-1

国際医療福祉大学 情報教育センター

石川 徹

e-mail: [ishi@iuhw.ac.jp](mailto:ishi@iuhw.ac.jp)

HomePage: <http://ehr-renkei.iuhw.ac.jp>

## 模擬診療記録研究会規約

施行；平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：平成 24 年 3 月 16 日

1. 模擬診療記録の修正・作成・改良・研究を行うために、模擬診療記録研究会（研究会と呼ぶ）を設置する。本研究会事務局を国際医療福祉大学・情報教育センターに設置する。
2. （目的）教材は、対象とする疾患の変化や利用者の変遷に従って適宜変化していかなくてはならない。そのために必要な模擬診療記録の改良や新規作成を行うこと、模擬診療記録を利用した研究等を行うことを目的とする。
3. （資格）会員は原則として個人参加とし、模擬診療記録の修正・改良・作成・研究などを目的とする研究者、教育者等、教育用電子カルテ共同利用協議会が認めた者とする。会費は原則として無料とする。
4. （義務）教材データベースに登録されている模擬診療記録を修正、改良した場合には、必ず教材データベースに新しい模擬診療記録として登録すること。教材データベースの質と統一性を確保するために、必要に応じて研究会の共同作業に参加し、その決定を遵守すること。
5. （条件）教材データベースを利用した成果を発表する場合には、“大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム「コメディカル養成のための教育用電子カルテシステムおよびデータベースの構築と実践」（平成 21 年度）で開発された”教材データベース”を使用したことを明記すること。
6. （資格の停止）会員がこの規約またはこの規約にもとづく定めに違反した場合には会員資格を停止することができる。その判断は、研究会の総意で行う。
7. （規約の変更）本規約の変更は、研究会および国際医療福祉大学情報教育センターの合意の基で行う。



電子カルテ授業研究会参加申し込み書

申し込み年月日		利用開始予定日	
施設名			
部署名			
申込者氏名			
連絡先住所	〒		
連絡先	メール		電話番号
目的			
模擬診療記録研究会規約に同意します。			印
メーリングリストに登録することを承諾します。			印

申込書送付先

FAX 0287-24-3190

〒324-8501

栃木県大田原市北金丸 2600-1

国際医療福祉大学 情報教育センター

石川 徹

e-mail: [ishi@iuhw.ac.jp](mailto:ishi@iuhw.ac.jp)

HomePage: <http://ehr-renkei.iuhw.ac.jp>

## 電子カルテ授業研究会規約

施行；平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：平成 24 年 3 月 16 日

1. 電子カルテを用いた教育に関する研究を行うために、電子カルテ授業研究会（研究会と呼ぶ）を設置する。本研究会事務局を国際医療福祉大学・情報教育センターに設置する。
2. （目的）電子カルテを用いた教育は、学部・学科に共通する部分と、学部・学科に特化した部分の適切な組み合わせによってその効果は高まると考えられる。そのために必要な標準的なカリキュラムの作成や授業の成果の評価方法について研究を行うことを目的とする。
3. （資格）会員は原則として個人参加とし、電子カルテ授業の在り方や評価についての研究を目的とする研究者、教育者等、教育用電子カルテ共同利用協議会が認めた者とする。会費は原則として無料とする。
4. （義務）電子カルテ授業を実践し、共通アンケート他の既存の評価項目による評価を実施して、その成果を研究会に報告すること。研究会において、新たな授業の在り方や評価方法の開発に参加すること。
5. （条件）本研究会の成果物としての授業方法や評価方法を用いた電子カルテ授業による成果を発表する場合には、“大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム「コメディカル養成のための教育用電子カルテシステムおよびデータベースの構築と実践」（平成 21 年度）で開発された手法を使用したことを明記すること。
6. （資格の停止）会員がこの規約またはこの規約にもとづく定めに違反した場合には会員資格を停止することができる。その判断は、研究会の総意で行う。
7. （規約の変更）本規約の変更は、研究会および国際医療福祉大学情報教育センターの合意の基で行う。